

謝礼金に関する規程  
(2021年4月12日 制定)  
(2022年4月11日 改正)

(趣旨)

第1条 本規程は、本会が主催、共催或いは企画する学会活動における謝礼金の取扱いについて定める。

(対象)

第2条 謝礼の対象となる行為が個人会員によるものである場合、謝礼金は原則として本会からは支出しないものとする。謝礼の対象となる行為が個人会員によるものでない場合は、別表1にもとづき謝礼金を支出することが出来る。

(適用範囲)

第3条 本規程の適用範囲は、本部、支部、ソサイエティ・グループ、研究専門委員会、特別研究専門委員会が主催、共催或いは企画するシンポジウム、講演会、研究会等の事業に講演者等を招聘する場合とする。但し、本会が主催・共同主催する国際会議<sup>1</sup>については第2条の対象外とする。

(補則)

第4条 特別な事情<sup>2</sup>により、第2条及び第3条の規定によることが難しい場合には、活動組織における責任者<sup>3</sup>が、取扱いできるものとする。

(取扱)

第5条 第4条に基づく場合の取扱については、別表2に基づくこととする。

(改廃)

第6条 本規程の改廃は、理事会の承認を受けるものとする。

附 則

(関連規程の措置)

1. 謝礼金に関する内規については、2021年4月12日をもって廃止する。

(施行年月日)

2. 本規程は、制定日である2021年4月12日から施行する。

(2022年4月11日改正)

本規程の改正は、2022年4月11日から適用する。

(経過措置)

経過措置期間については、2021年4月12日から2022年3月31日までとする。

---

1 国際会議とは、「国際会議開催に関する手続き」にて定義される国際会議を指す。

2 特別な事情とは、以下の場合を指す。

(1) 他組織との関係性：共催などで他組織と合わせざるを得ない場合。

(2) 戦略性：アーカイブとしてのサービス等早期に戦略的に集めたいコンテンツ、収益性を特に追求した活動のため、戦略的に集めたいコンテンツ作成の場合。

(3) その他：複雑で手間がかかる作業、講演者による動画作成など手間を要する場合。本人の研究発表以外の作業で、用意が極めて多く、準備を要する場合。

但し、著作権等の問題で作り直しが必要、研究発表の招待、チュートリアルという事由では特別な事情に当たらない。

3 責任者とは、委員会等における責任理事（ソサイエティ会長含）、ヒューマン・コミュニケーショングループではHCG運営委員長、支部では支部長とする。

別表1 謝礼金額<sup>1,2,3</sup>

|   |   |
|---|---|
| 個人会員  | 個人会員に当たらない場合                                      |
| 原則なし。但し、第4条に規定する特別な事情により当該事業の責任者が必要と認める場合は、右欄の条件に準ずる。 | (1) 講演時間 1 時間程度 : 20,000円を上限 (源泉所得税を除)            |
|   | (2) 講演時間 2 時間程度 : 30,000円を上限 (源泉所得税を除)            |
|   | (3) 講演時間 4 時間程度 : 40,000円を上限 (源泉所得税を除)            |
|   | (4) 講演時間 6 時間以上 (1 日あたり上限) : 50,000円を上限 (源泉所得税を除) |
|   | (5) 上記が適用できない場合であって、理事会承認を得た場合については、金額は個々に決定する。   |

1 謝礼金には通常の予稿や資料の提出を含む。特に講演のための著作や執筆を含む場合は加算も可とする。

2 謝礼金には本人に支払う場合と所属する会社等に支払う場合があり、いずれの場合も消費税を含む(振込手数料は含まれない)。

3 講演者本人に支払う場合、謝礼金としての学会支出は源泉所得税を加算した金額であるが、講演者本人でなく所属の会社等に支払う場合、源泉所得税を別に考慮する必要は無く、会社等に支払った金額に消費税分が含まれるものとして処理する。

非居住者の場合

非居住者等に対しては日本国内において発生する所得、いわゆる国内源泉所得についてのみ課税対象(源泉徴収税額: 20.42%)となる。

詳しくは、下記のURL (非居住者又は外国人に支払う所得の源泉徴収事務)を参照。

但し、我が国と本国で国際的な二重課税が生じないように租税条約を締結している場合には、特例が設けられている。この特例を受けるためには源泉徴収の対象となる国内源泉所得の支払いを受ける非居住者等が、「租税条約に関する届出書=必要な付表や添付書類」を添えて、支払いを受ける前日までに、支払者(学会)を経由して支払者の所轄税務署長に提出することになっている。

この届出書の提出がない場合には、我が国の所得税法等国内法の規定に従って源泉徴収(20%)をすることとなる。

届出書 [http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/joyaku/annai/1648\\_46.htm](http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/joyaku/annai/1648_46.htm)

別表2 取扱<sup>1</sup>

| 別表1の謝礼金額        | 承認   |
|-----------------|--|
| 30,000円以下       | 責任者(委員会等における責任理事(ソサイエティ会長含)、ヒューマン・コミュニケーショングループではHCG運営委員長、支部では支部長)の承認を必要とする。 |
| 30,001円~50,000円 | 責任者が判断した上で、事前に会長、総務理事、会計理事の承認を必要とする。   |
| 50,001円以上       | 責任者が判断した上で、事前に理事会での承認を必要とする。   |

1 報告については、以下の通りとする。第4条(補則)が適用され、会員への謝礼金額が30,000円以下の場合については、責任者(委員会等における責任理事(ソサイエティ会長含)、ヒューマン・コミュニケーショングループではHCG委員長、支部では支部長)が判断し、実績を4半期毎に理事会に報告する。また、会員への謝礼金額が30,001円以上の場合についても、その実績を4半期毎に理事会に報告する。なお、報告内容については、原則以外適用の理由、参加人数、参加費等とする。